



三木和成議員に対する辞職勧告決議

今般、三木和成議員の市職員に対する威圧的な言動について、市は姫路市職員倫理審査会の答申を受け、不当要求行為に該当すると認定した。

また、政治倫理基準違反の有無を調査するために設置された姫路市議会議員政治倫理審査会は、三木議員の行為が政治倫理基準違反であることを確認し、不当要求行為に該当すると認定された言動とあわせて、三木議員の行為には、政治的又は道義的に重大な責任があると認め、「議員辞職の勧告」が相当であると決定した。

我々市議会議員は、市民の厳粛な負託を受けたものであることを深く認識し、その負託に全力で応えるため、より一層の政治倫理の確立に努めることにより、清廉かつ誠実に職務を遂行し、市民に信頼され、公正で民主的な市政の発展に寄与するものでなければならぬが、三木議員が、市職員の公正な職務の遂行を妨げ、姫路市議会に対する市民の信頼を著しく失墜させたことは、まことに残念でならない。

よって、本市議会は三木和成議員みずからが議員辞職されることが適当と判断し、ここにそれを求めるものである。

以上、決議する。

令和3年12月21日

姫路市議

